

令和3年度一般会計補正予算（第5号）の専決処分について

新型コロナウイルス感染症の影響が長期化していることを踏まえ、緊急小口資金等の特例貸付を利用できない世帯で、一定の要件を満たす生活困窮世帯を対象とした「新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金」を支給するための経費について補正予算を編成する必要が生じましたが、議会を招集する時間的余裕がないことから、地方自治法第179条第1項の規定により7月5日付けにて専決処分を行いましたので、お知らせいたします。

なお、本件につきましては直近の議会に報告し、承認を求めるものです。

☆歳出予算

373,994 千円

【歳出予算の内訳】

感染症の長期化により生活に困窮する世帯の自立支援

373,994 千円

① 新型コロナウイルス感染症生活困窮者自立支援金	全額国が負担	373,994 千円
〔予算の内訳〕	支援金：365,160千円	
	事務費：8,834千円	
〔支給額〕	単身世帯：月額6万円、2人世帯：月額8万円、3人以上世帯：月額10万円	
	支給期間：3か月間	

☆歳入予算

373,994 千円

【歳入予算の内訳】

○ 国庫支出金（新型コロナウイルス感染症セーフティネット強化交付金：交付率10/10）	
	373,994 千円